

まちの話題

話題・出来事など皆さんからの情報をお待ちしています。
町民課住民活動係 Tel.2・1213

Town Topics



2/20

▼地方自治の進展に寄与 ▼杉本将俊氏 監査委員協議会表彰

町代表監査委員の杉本将俊氏が「北海道町村等監査委員協議会表彰」を受賞されました。



杉本氏は、15年以上にわたり本町の監査委員を勤められ、町の監査業務に精励し、地方自治の進展に寄与された功績に対して表彰されたものです。

3/11

ほっと一息 ▼「MOAお茶会」

「MOAお茶会」の皆さんが、役場庁舎和室にてお茶会を開かれました。会の皆さんは平成



10年から議会、保育所、小学校を毎年訪問し、お茶会を開かれています。今年も、町議会定例会中に、抹茶をふるまっていただき、訪れた議員の皆さんが楽しまれました。

3/15

熱戦を展開!!

▼みんなで楽しむソフトバレー大会

「みんなで楽しむソフトバレーボール大会」が佐呂間高校体育館で行われました。2回目となるこの大会には中高生から50歳代まで9チーム80人が参加。予選リーグ、決勝トーナメントを戦い、大会名のとおり楽しい雰囲気ながらも真剣なプレーに声援が飛び交い、熱い試合を展開されていました。大会の結果は、優勝「チーム左官」、準優勝「PAPAtoMAMA」。



3/10

地域で活躍する方々を紹介

▼NHK北見放送局「ほっからんどオホーツク」

NHK北見放送局制作の「ほっからんどオホーツク〜とっかり君が行く探検オホーツク〜」で佐呂間町が紹介されました。この番組は地域密着型の生活情報番組で地域で活躍する方等を紹介しています。

今回は、ジャムづくりなどを行う「一互の会」、スキー指導員として活躍されている佐野和義さん、パッチワークキルトサークル「花もめん」の皆さんが紹介されました。



3/14 新佐呂間トンネルが開通 ▼新佐呂間トンネル開通式

平成17年から工事を進めてきた国道333号「新佐呂間トンネル」が完成し、14日に記念式典が若佐コミュニティセンターで開かれました。

この工事は、皆さんの記憶に新しい、平成18年11月7日、若佐地区を襲った竜巻により9名もの工事関係者が犠牲となりましたが、工事関係者のご努力、地域住民の皆さんのご協力により、この度の開通を迎えました。

式典には、被災者の遺族や工事関係者、地域住民の方々約120人が出席し、トンネル完成を祝うとともに犠牲者の冥福を祈りました。式典後、トンネル佐呂間側杭口に移動し、来賓によるテープカットの後、関係者らによる走り初めを行い、13時30分からは一般車両の通行も可能となり、多くの方が新トンネルを利用されました。

新トンネルは、オホーツク圏で最長、道内で2番目となる延長4110m（平成21年3月末現在）ルクシ峠の回避で走行の快適性、安全性向上が期待されます。

Town Topics

簡易水道料金及び公共下水道使用料が、平成21年5月分の請求から変更となりますのでお知らせします。

水道料金表

()内は改正前の料金です。

用途別	料金		超過料金 1m ³ につき
	水量 m ³ まで	基本料金 料金	
家庭用	10	1,610円 (1,760円)	270円 (290円)
営業用1種	13	2,630円 (2,860円)	270円 (290円)
営業用2種	18	3,630円 (3,960円)	270円 (290円)
官公団体用	11	2,220円 (2,420円)	270円 (290円)
浴場用	30	6,060円 (6,610円)	270円 (290円)
工業用	36	7,270円 (7,930円)	270円 (290円)
共同栓2世帯まで	15	2,420円 (2,640円)	270円 (290円)
共同栓3世帯以上	20	3,230円 (3,520円)	270円 (290円)
臨時用	10	2,770円 (3,020円)	270円 (290円)
営農用	50	2,100円 (2,625円)	70円 (105円)

※水抜栓（不凍栓）1栓あたりの料金です。

**水道下水道
使用料減額**

平成21年5月
請求分から

お問い合わせ
建設課業務係
TEL 2・1210

下水道使用料 ()内は改正前の料金です。

用途別	料金		超過料金 1m ³ につき
	水量 m ³ まで	基本料金 料金	
一般用の汚水	10	1,610円 (1,760円)	270円 (290円)
浴場用の汚水	30	6,060円 (6,610円)	270円 (290円)

※水道メーター1個あたりの料金です。

新料金は、5月請求分から！

4月	5月	6月以降
----	----	------

新料金 →

毎月の検針は、その月の4日から10日までの間に実施しています。このため、新料金の適用は、5月請求分（4月の検針後から5月の検針までに使用した水量により算定）からとなります。